

別4-1号様式

<p>公害防止指導書（調査書）</p> <p>本書類は、公害防止調査書並びに公害防止指導書として使用するので建築主において講じようとする公害防止対策については、建築主において該当する□に黒色又は青色にてレ印を付するものとする。環境保全課の指導は赤色にて○印を付するものとする。</p> <p>なお、該当する□欄がないときは、空行の□欄に建築主において黒色又は青色にて公害防止対策を記入すること。環境保全課の指導は赤色にて記入するものとする。</p> <p>※この調査書の「公害防止条例」は「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に読み替えること。</p>	建築主 用途 サービス業 住居産業併用 その他（ ） 公務・文教用 商業用
	建築場所 久留米市 町 丁目 番地 号
※届出書類書類提出先 大気・水質・騒音・振動関係 → 市環境保全課 浄化槽関係 → 市給排水設備課	

①基礎工事、建築現場の調査及び対策

- 特定建設作業にかかる届出事項は、元請業者が作業開始の日の8日前までに届出する。（環境保全課）
- 騒音、振動で迷惑を掛ける範囲の住人には工事概要等を説明し、了解を求める。
- 通常の作業時間は、午前 時 から午後 時までである。
- 工事の手順上、やむを得ず早朝又は夜間作業を行うときは、周辺の住人に対し、早朝又は夜間作業時間等を説明し、了解を求める。
- 工事現場には、工事用塀またはシートを張る等により、騒音の防止、粉じん飛散の防止対策をはかる。

解体工事

- 解体作業では、粉じんが飛散しないよう必要などころには散水し、周囲にはシートを張る。
- 解体作業で生じる廃棄物は（ ）で焼却、及び（ ）に埋立て処分する。
- 解体作業で生じる廃棄物は業者に責任を持って処理させる。
- 特定粉じん(石綿)排出等作業
 ↳ 大気汚染防止法第18条15の規定による届出

基礎ぐい

- 振動規制法第14条の規定による届出
- アースオーガ併用のもんけん、くい打機使用（圧入式を除く）
- もんけん、くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用（圧入式を除く）
- 騒音規制法第14条、振動規制法第14条の規定による届出
- その他（ ）
- 工法

さく岩機等の使用

- さく岩機（手持式ブレーカーを含む） 空気圧縮機（15kW以上）を使用
- 騒音規制法第14条の規定による届出
- 手持式を除いたブレーカー
- 振動規制法第14条の規定による届出

発電機の使用

- kw
- 発電機の設置場所は、周辺に与える影響が最も小さい場所に設置する。
- 発電機は低騒音型を使用する。

コンクリート工事

- 現場で製造
- 生コン使用
- 現場で使用するミキサー、シャベル、左官道具を後始末のため水洗いするときは、モルタル、砂等を側溝等に流さない。
- 生コンクリート圧送車については、著しい騒音が発生するので、圧送車の作業場所は周辺の住民に迷惑を掛けないような場所を選定。
- 生コン車等は現場で洗車せず、自社の洗車場で洗車する。やむを得ず洗車するときは、モルタル、砂等を側溝等に流さない。

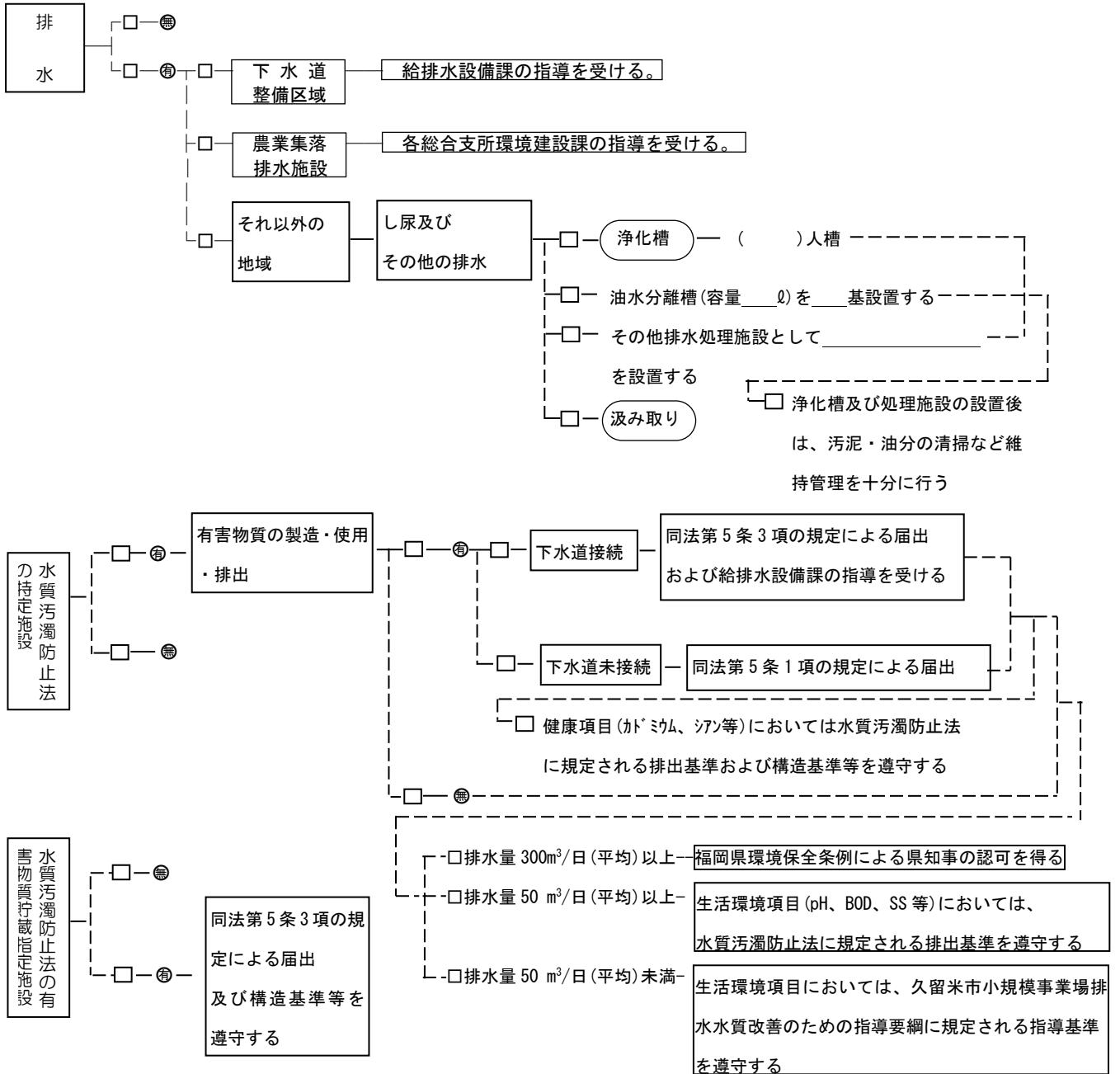
塗装

- 塗装ミストの飛散によって周辺に迷惑を掛けないように細心の注意をもって工事を行う。
- 塗装ミストの飛散対策として周囲にシートを張る。

-
-
- ※上記以外の特定建設作業の届出が必要な作業
-
-

③ 水処理等の調査及び対策

浄化槽については、届出が受理されてから設置する。(給排水設備課)



④ 土壌等の調査及び対策

一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更(掘削・盛土等)を行うため、形質変更の着手予定日の30日前までに届出をします。(土壌汚染対策法第4条:環境保全課)

-
-
-
-

⑤ 悪臭・廃棄物の処理の調査及び対策

- 厨房の排気は、悪臭発生源となることがあるので、排気口は隣人に迷惑を掛けない場所に設置する。
- _____には専用の排気設備を設け、周辺の人に迷惑を掛けない。

廃棄物
焼却炉

㊦ 火格子面積 _____ m² (0.5 m²以上)

㊧ 焼却能力 _____ kg/h (50 kg/h以上)

●0.5 m²以上又は50 kg/h以上→ダイオキシン類対策特別措置法12条による届出
 ●2 m²以上又は200 kg/h以上→大気汚染防止法第6条による届出

公害対策(_____)を講じた焼却炉を購入(使用)する。

焼却炉では、黒煙、悪臭等を発生させる恐れのあるゴム、ビニール、皮革、合成樹脂、廃油等は焼却しない。

焼却炉の設置については、隣人に迷惑を掛けないように場所、煙突等の高さを考慮。

溶剤
(塗装)

㊦ シンナー、トルエン等の溶剤を使用するので、ダクトを設け、隣人に迷惑を掛けないよう、方向、高さを考慮し、排気を行う。

㊧ 塗装工程がある工場、事業場は、塗装ブースを設置し、塗装ミストの捕集を行い、隣人に迷惑を掛けないよう、排気ダクトの方向、高さを考慮する。

畜産施設

㊦ _____

㊧ 畜産施設の建築確認申請については、申請前に畜産経営環境保全推進指導協議会(事務局：久留米市農業協同組合)の指導を受けている。

-
-
-
-

⑥ その他の調査及び対策

- 西田工業団地においては、地下水は(_____) m³/日、井戸深度(_____) m・(_____) 本、側管の口径(_____) m/ m、揚水機の原動機の定格出力(_____) kw、吐出口径(_____) m/ mで使用する。
- _____については、テナントが未定であるのでテナントが決定した後、本指導書の調査項目に該当するような設備を設けるときは、その時点で環境保全課の指導を受ける。
- 上記以外に設置する機械の一覧表(1馬力=0.75kw以上を記入)。

原動機・設備機械等名称	定格出力・能力	台数	新・既別	届出要(○), 不要(×)

-
-
-
-